

は し が き



本書は、大学ではじめて国際法を学ぶ学生の皆さんのために、ビジュアルな要素をなるべく多く盛り込みながらまとめた国際法の入門的な教科書です。授業の教材として使用されることを想定し、序章と全14章で構成されています。国際法の標準的な体系にほぼ従った構成をとり、壮大な国際法の全体を一通り取り上げています。

国際法の教育は、これまでおもに、法学専門教育の一環として大学の法学部を中心に行われてきました。いまや、法学部の学生にとって国際法の学習がいっそう重要性を増すと同時に、法学を専門としない学生諸君にとっても、いわば「国際社会の共通言語」の役割を果たす国際法（本書2頁参照）を学ぶ必要性がますます高まっています。そこで本書は、法学部生はもとより、法学部以外の学生諸君のことをも念頭におきつつ作成・編集しました。国際法を手軽に学べる教科書ですので、国際法に関心をもつ一般市民の皆様にも広くご覧いただきたいし、高校生諸君にとっては政治経済や歴史の理解を深めるための参考書として役立つことでしょう。

本書には次のような特徴があります。第1に、写真や地図、図表を豊富に盛り込み、視覚を通じて国際法の具体的なイメージが浮かぶように工夫しました。文章だけでは理解しにくい部分を図表化したり、有用な写真や資料を載せることで、興味・関心を維持しながら国際法を学べるよう配慮しています。第2に、初学者の目線に立って、法学を専門としない学生諸君のことをも考慮しつつ、国際法の全体をわかりやすくコンパクトにまとめることを目指しました。そのため本書では、なるべく平易な表現を心がけるとともに、高度に専門的で難解な議論には深入りしないようにしました。

私たち編著者は、東京をはじめ京都、札幌で、最初の打ち合わせを含めると計10回の会合を重ね、忌憚^{きたん}のない議論を通じて本書を完成させました。著作権や肖像権の関係で掲載を断念したビジュアル要素も少なくありませんが、本書を企画した趣旨はある程度達成できたのではないかと思います。まだまだ至らない点もあるでしょうが、今後機会があれば、読者の皆様の声をふまえて改善していきたいと考えています。

本書の作成にあたっては、有斐閣書籍編集部の皆様に変にお世話になりました。そもそも本書を最初に企画されたのは、伊丹亜紀さん（現営業部）と奥山裕美さん（現六法編集部）でした。奥山さんには、その後ほぼ完成段階にいたるまで長くご担当いただき、本書の大部分を築いてくださいました。京都支店の一村大輔さんは、東京や札幌の会合にもご参加いただき本書の肉付けに大いに貢献されました。最後の詰めの段階でご担当いただいた藤本依子さんには、本文の校正、資料の点検・レイアウト、著作権の処理などで大変ご苦勞をおかけしましたが、じつにきめ細やかな作業によって本書を完成に導いてくださいました。本書はこれらの皆様のご尽力の賜物です。編著者一同、ここに心よりお礼申し上げます。

2017 年 2 月

編著者を代表して

加藤 信行

Introduction 国際法をなぜ学ぶのか — 日本で私たちが国際法を学ぶ意義 — 1

- 1 日本にいる君たちが国際社会とつながっていることの意味……………1
- 2 国際社会において果たされるべき国際法の役割……………2
- 3 主権国家からみた国際社会における法としての国際法……………3
- 4 国際社会の構成員には個人も含まれるという視点……………7
- 5 国際法が求める国際社会における「平和」とは何か……………9

Chapter 1 国際社会のルールはこうしてできた — 国際法の成り立ち — 12

- 1 社会あるところ法あり……………12
- 2 近代国際社会の成立と近代国際法……………12
- 3 近代国際法を基礎づけた学者たち……………13
 - (1) 自然法論 13
 - (2) 法実証主義 14
- 4 国際法と非ヨーロッパ……………15
 - (1) ヨーロッパの膨張 15
 - (2) 対非ヨーロッパ関係において形成された国際法のルール 17
 - (3) 非ヨーロッパ諸国のヨーロッパ国際法への参入 18
 - (4) 日本のヨーロッパ国際法への参入 18
- 5 ヨーロッパ国際法から普遍的国際法へ……………19
- 6 今日の国際法の特徴……………20

Chapter 2 国際社会で守るルール — 国際法総論 — 21

- 1 国際法の法的拘束力とは？……………21
 - (1) 条約は「単なる紙切れ」に過ぎないのか？ 21
 - (2) 国際法の法的効力とは？ 23
- 2 国際法は、どのように作られ、どのような形で存在するのか？…………23
 - (1) 国際法は、どのようにして作られるのか？ 23
 - (2) 国際法はどのような形で存在するか？ 24
- 3 国際法の効力……………25
 - (1) 国際法相互の効力関係 25
 - (2) 国際法の国内的効力 26
- 4 国際法に違反したらどうなるか？ — 国際法上の責任……………27
 - (1) 国際法上の責任と国家責任 27
 - (2) 国家責任の結果と責任解除の方法 27

Chapter 3 国ができたり、なくなったり — 国家とは？ — 29

- 1 「国」とは何か？……………29
 - (1) 国際社会の構成単位としての「国」 29
 - (2) 「国」であるための要件 29
- 2 「国」の始まりと終わり — 「国」の誕生、発展・変更、消滅の動態…………30

- (1) 「国」はどのようにして生まれるのか? 30 (2) 「国」の発展・変更と解体・消滅 32

- 3 世界にはさまざまな「国」がある——国家の多様性と共通性……………33
(1) 多様な存在である国 33 (2) 「国」が共通して有する権利義務 33
(3) 国家管轄権とその適用 34 (4) 国家免除(主権免除) 35

Chapter 4 国と国がつき合う——条約法、外交・領事関係法……………36

- 1 条約の締結……………36
(1) 条約と条約法 36 (2) 条約の締結とその手続 38 (3) 条約の効力発生と登録 39
2 条約に対する留保……………40
(1) 留保の意義 40 (2) 条約目的との両立性の基準 40
3 条約の解釈……………40
(1) 条約解釈の方法と条約法条約の解釈規則 40 (2) 複数の言語と条約解釈 41
4 条約の効力……………41
(1) 条約の無効 41 (2) 条約の終了 42
5 外交関係と領事関係……………43
(1) 歴史と法源 43 (2) 外交使節団・領事の任務と構成 43
6 外交特権免除と領事特権免除……………44
(1) 外交特権免除の根拠と目的 44 (2) 外交使節団に認められる特権免除 44 (3) 外交官個人に認められる特権免除 45 (4) 領事特権免除 46 (5) ペルソナ・ノン・グラータ (*persona non grata*) 47
7 その他の国家機関の特権免除……………47
(1) 国家元首・行政府の長・外務大臣 47 (2) 駐留外国軍隊 48

Chapter 5 領土のない国はない——陸・空、そして宇宙……………49

- 1 国の領域と領域主権……………49
(1) 領域の構成と領域主権 49 (2) 内水と領海 50 (3) 領空と国際航空 50
2 領域権原と領土戦争……………50
(1) 領域取得の根拠 50 (2) 領域紛争の法的解決 53 (3) 日本の領土問題 54
3 特殊地域……………57
(1) 国際法の規律空間と特殊地域 57 (2) 国際河川と国際運河 57 (3) 南極と北極 58
4 宇宙空間と天体……………59
(1) 宇宙条約と宇宙関連4条約 59 (2) 宇宙活動の進展と新たな諸問題 61

Chapter 6 海の恵みを分かち合う——海洋法……………62

- 1 海洋法の歴史と海洋の区分……………62
(1) 海洋法の史的展開 62 (2) 海域の区分 63
2 内水・領海と接続水域……………64
(1) 内水と外国船舶 64 (2) 領海と無害通航権 64 (3) 接続水域での沿岸国権限 67
3 国際海峡と群島水域……………67

(1) 国際海峡の通航制度 67	(2) 群島国と群島水域 67
4 公海の秩序と公海漁業	67
(1) 公海自由の原則と船舶の旗国主義 67	(2) 沿岸国の追跡権 68
(3) 公海漁業とその規制 69	
5 排他的経済水域と大陸棚	72
(1) 排他的経済水域 72	(2) 大陸棚 72
6 海域の境界画定	74
(1) ジュネーヴ海洋法4条約と北海大陸棚事件 74	(2) 海洋法条約と判例法理 75
7 深海底とその資源	76
(1) 深海底の法的地位 76	(2) 深海底資源の開発制度 77

Chapter 7 国が集まってグループをつくる——国際組織—— 79

1 国際組織は、何のために作られる？	79
(1) 国際社会における国以外の主体 79	(2) 国際組織の源流 79
(3) 国際連盟の創設とその限界 80	
2 国連と国連ファミリー	80
(1) 国際連合の創設とその役割 80	(2) 国連における日本の貢献のあり方 81
3 専門的分野の国際組織	82
4 地域的国際組織	82

Chapter 8 人権を国際的に保護する——国籍・人権—— 87

1 国際社会でなぜ人権を保護するのか	87
2 国籍	87
(1) 国籍の取得と喪失 87	(2) 国籍の抵触 88
(3) 外国人の地位 89	(4) 外交的保護 90
3 難民の保護	91
(1) 難民を保護する国家の権限 91	(2) 難民保護の歴史と難民の定義 91
(3) 難民認定および各国による庇護 92	(4) 難民問題の解決とUNHCRの役割 92
(5) 庇護を必要とする人々 93	(6) 日本と難民問題 94
4 国連における国際的人権保障	94
5 国際人権条約	96
(1) 普遍的な人権条約 96	(2) 地域的人権条約 98
(3) 人権条約の実施方法 100	
6 人権条約の国内実施	101

Chapter 9 犯罪も国を越える——国際犯罪—— 103

1 国際犯罪の概念	103
(1) さまざまな国際犯罪 103	(2) 国際犯罪の処罰 103
2 国による処罰	104
(1) 個別国家の法益侵害への対応 104	(2) 諸国に共通の法益侵害への対応 104
(3) 国際社会全体の法益侵害への対応 106	
3 国際的な刑事裁判所による処罰	107
(1) 国際軍事裁判所と極東国際軍事裁判所 107	(2) 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (ICTY) とルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) 107

- (3) 国際刑事裁判所 108
- 4 犯罪人の引渡し……………110
 - (1) 外国への引渡し 110 (2) 国際的な刑事裁判所への引渡し 110

Chapter 10 国境を越えるモノ、サービス、資本 ― 国際経済に関する法 ― 112

- 1 経済活動の国際的枠組みの展開……………112
 - (1) 第二次大戦までの世界経済、そして、GATT 体制へ 112 (2) 新興独立諸国からの新たな主張 113 (3) WTO の成立 113
- 2 物品の貿易……………114
 - (1) 原則 114 (2) 例外 115
- 3 サービス貿易と知的財産権問題……………116
- 4 紛争解決手続……………116
 - (1) WTO における紛争解決手続の流れ 116 (2) WTO における紛争解決手続の特徴 118
- 5 地域経済統合と経済連携協定……………119
 - (1) 地域貿易協定 119 (2) 日本の経済連携協定 119
- 6 国際投資の規律……………120
 - (1) 国際投資に関する南北対立 120 (2) 投資紛争の解決 121

Chapter 11 地球規模の環境問題に取り組む ― 環境をめぐる国際的規制 ― 122

- 1 国際環境法の歴史……………122
 - (1) 第二次大戦前 122 (2) 人間活動の大規模化に伴う変化 122
 - (3) 地球規模での対応へ 123
- 2 国際環境規制の特徴……………123
 - (1) 条約の形式 123 (2) 環境に関する国家の義務と法原則 124
 - (3) 国際環境条約の義務をいかに守らせるか 125
- 3 各種環境条約の概要……………127
 - (1) 大気圏環境の保護 127 (2) 野生動植物の保護・生物多様性の保持 127 (3) 化学物質・有害廃棄物の越境移動 128 (4) 海洋環境、南極地域 129
- 4 国際環境法の今後の課題……………129

Chapter 12 戦わずにもめごとを解決する ― 紛争の平和的解決 ― 131

- 1 国際紛争を平和的に解決すること……………131
 - (1) 国際法による紛争解決の意義 131 (2) 武力行使の違法化と紛争の平和的解決義務 131 (3) 紛争の性質と解決手段の関係 132
- 2 国際裁判以外で紛争を解決する手段……………132
 - (1) 交渉 132 (2) 審査 133 (3) 仲介 133
 - (4) 調停 134 (5) 国際組織による解決 135
- 3 国際裁判による紛争の解決……………135
 - (1) 国際裁判の特徴 135 (2) 仲裁 136 (3) 司法的解決 137
- 4 国際司法裁判所 (ICJ) の制度と手続……………137
 - (1) ICJ の構成と裁判準則 137 (2) ICJ の管轄権 139 (3) 付随手続 140 (4) 判決の効力と解釈・再審請求 141 (5) 勧告的意見制度 141 (6) ICJ の利用 142
- 5 国連海洋法条約上の紛争解決制度……………143
 - (1) 解決制度の構造 142 (2) 暫定措置 144 (3) 速やかな釈

Chapter 13 国の安全を守る — 安全保障 — 145

- 1 国際社会における「戦争」の位置づけ…………… 145
- 2 戦争・武力行使の違法化…………… 145
 - (1) 正戦論から「戦争の自由」へ 145
 - (2) 戦争・武力行使の違法化 145
 - (3) 武力不行使原則の確立 146
- 3 武力不行使原則の内容…………… 146
 - (1) 「武力」の意味 146
 - (2) 「武力の行使」の態様 146
 - (3) 「武力による威嚇」の意味 147
 - (4) 武力不行使原則の内戦への適用可能性 147
- 4 武力不行使原則の例外…………… 147
 - (1) 例外の範囲 147
 - (2) 自衛権 148
 - (3) 集団的自衛権 148
 - (4) その他の例外の主張 149
- 5 集団安全保障…………… 149
 - (1) 勢力均衡と集団安全保障 149
 - (2) 国際連盟と国連の集団安全保障 149
 - (3) 冷戦期の変容 151
 - (4) 冷戦後の集団安全保障 151
- 6 国連平和維持活動 (PKO)…………… 152
 - (1) PKO の生成と確立 152
 - (2) 冷戦後の機能変化 154

Chapter 14 戦争・武力紛争にもルールがある — 敵対行為の規制と犠牲者の保護 — 156

- 1 武力紛争法の基本的な考え方と構成…………… 156
 - (1) 基本的な考え方 156
 - (2) 構成 156
- 2 武力紛争法の適用に関する基本問題…………… 156
 - (1) 国際的と非国際的の武力紛争 156
 - (2) 差別適用と平等適用 158
- 3 敵対行為と戦闘員…………… 158
 - (1) 敵対行為参加の資格 158
 - (2) 戦闘員の外見 159
 - (3) 攻撃の対象 159
 - (4) 攻撃の手段 161
- 4 犠牲者の保護…………… 163
 - (1) 傷病兵と難船者 163
 - (2) 捕虜 163
 - (3) 文民 164
- 5 武力紛争法の遵守…………… 165
 - (1) 戦時復仇 165
 - (2) 戦争犯罪処罰 165
- 6 中立法…………… 166
 - (1) 中立の概念と中立義務 166
 - (2) 現代における武力紛争非当事国の地位 166
- 7 軍縮法…………… 166
 - (1) 武力紛争法と軍縮法 166
 - (2) 軍縮と軍備管理 167
 - (3) 大量破壊兵器 168
 - (4) 通常兵器 168

参考文献…………… 169

図版一覧…………… 170

索引…………… 174

Authors

著者紹介

Nobuyuki Kato

加藤 信行

北海学園大学教授

担当：Chapter 4, 5, 6

＜読者へひとこと＞

国際法を多くの人が興味深く学べるよう、悩みつつもワクワクしながら本書を作りました。本書のような国際法の教科書は世界的にも珍しいと思われます。

Toshiya Ueki

植木 俊哉

東北大学教授

担当：Chapter 2, 3, 7

＜読者へひとこと＞

本書は、主に初めて国際法を学ぶ方を対象としていますが、実は奥深い内容を含むものです。なお、私の担当章の写真の撮影等には、次女・英里子の協力を得ました。

Koichi Morikawa

森川 幸一

専修大学教授

担当：Chapter 1, 13

＜読者へひとこと＞

国際法は国際社会の縮図です。諸国は何をめぐって対立しているのか、どのような形で協調が可能なのか。国際法を学ぶことで、きっと答えが見つかるはずです。

Akira Mayama

真山 全

大阪大学教授

担当：Chapter 9, 14

＜読者へひとこと＞

条約は紙くず同然、慣習法は紙ですらないと思うのが普通で、諸賢も読後その感を深くされると同時に国際法がなぜ遵守せられるのかの感慨にもとらわれましょう。

Hironobu Sakai

酒井 啓 亘

京都大学教授

担当：Introduction, Chapter 12

＜読者へひとこと＞

私たちが生きている現代の社会では、国際問題から身近な話題まで、国際法はいたるところで顔を見せるようになっています。この本でぜひそれを実感してください。

Miyako Tatematsu

立松 美 也 子

共立女子大学教授

担当：Chapter 8, 10, 11,

＜読者へひとこと＞

国際法を学んで、日々、取りあげられる国際問題について、ぜひ、国際法の切り口からも考えてみてください。別の見え方に気づくかもしれません。



ビジュアルテキスト国際法
“Visual” Textbook of International Law

2017 年 4 月 30 日 初版第 1 刷発行

	加	藤	信	行
	植	木	俊	哉
	森	川	幸	一
編 著 者	真	山		全
	酒	井	啓	亘
	立	松	美	也 子
発 行 者	江	草	貞	治
発 行 所	株 式 有 限 公 司	斐 閣		

郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町 2-17
電話 (03) 3264-1314 (編集)
(03) 3265-6811 (営業)
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷／製本・大日本法令印刷株式会社
©2017, N.Kato, T.Ueki, K.Morikawa, A.Mayama, H.Sakai, M.Tatematsu.
Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-04678-8

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。